



# とうま明男の「県政人語」2016年 Vol.7 (通算47号)

神奈川県議会議員(茅ヶ崎)



子どもたちの「人権」や「教育を受ける権利」を守るため、様々な貧困対策が必要です。

## 日本では子ども六人に一人が貧困状態です。

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合を、「子ども貧困率」といいます。政府の調査によると、日本の子ども貧困率は一六・三%で、およそ八人に一人が平均的な生活水準の半分以下で暮らしているといえます。

子ども達がいる現役世帯（世帯主が十八歳以上、六十五歳未満の世帯）では、大人が二人以上の世帯の場合の相対貧困率が一〇〜一二%程度であるのに対して、大人が一人の世帯の貧困率は五〇%を超えています。このことから、ひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しいことがわかります。（裏面資料A参照）

### ひとり親の中でも、母子家庭が厳しい傾向

児童のいる世帯の平均稼働所得は六〇三万円ですが、母子家庭の場合はその三割（一七九万円）程度です。

また、各家庭の学習費は、世帯の年間収入に比例している傾向にあります。（裏面資料B参照）

### ひとり親世帯の近年の動向は？

平成二十二年の国勢調査によると、本県の母子世帯は、約四万四千世帯で、一般世帯約三三万世帯の一・二%となっており、その五年前の調査に比べ四%多くなっています。また、父子家庭は約六千五百世帯で一般世帯の〇・二%になっていますが、やはり五年前の調査に比べ、四・五%増加しています。

母親が就労者である母子世帯は、約三万四千世帯で、母子家庭全体の七六・八%を占めており、大多数の母親は就業していますが、前出に述べましたようにひとり親世帯はその半数が、相対的貧困の状態にあります。（裏面資料C参照）

### これからの県が行う、子ども貧困対策は？

県は子どもの貧困対策を充実するため、高校生や大学生も構成員に入れた「かながわ子どもの貧困対策会議」を新規に立ち上げ、新たに会議運営費や調査費として八百四十万を予算化しました。

また、経済的な安定を目指し、職業訓練を行うひとり親家庭に対して、給付金や貸付金についても約一億四千万円を予算化しました。

更に、児童扶養給付手当の拡充をするため、第二子・第三子の手当を倍額にして、約九億六千万円を用意しました。

子どもの貧困は国全体の問題です。家庭の経済が理由で、教育を受ける権利と機会が奪われることは許されません。

県も、更に精査と検証を続け、子どもたちの人権と教育を守る施策を進めてまいります。



神奈川県が子どもの貧困対策のために作ったしおり

# みなさんご存知ですか？

全国の貧困率は若干ですが、増加傾向にあります。(資料A) また、神奈川県のみひとり親世帯も増える傾向にあります。(資料C) 子ども達の貧困をなくすため、国や県は子育て支援同様しっかりと対策していく必要があります。子ども達が育つ環境は、なるべく公平になるのが望まれます。

## シリーズ(7)

### 資料A

### 【全国】 貧困率の状況

(平成25年国民生活基礎調査より抜粋)

	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	13.4%	14.5%	13.74%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.2%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

### 資料B

### 【全国】 平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況(平成25年)

	稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
		有	79.5%	有	30.1%
全世帯	396.7万円	(平均) 1047.0万円	(平均) 438.7万円		
		無	16.0%	無	61.4%
児童のいる世帯	603.0万円	(平均) 706.7万円	(平均) 881.9万円		
		無	15.3%	無	42.9%
母子世帯	179.0万円	(平均) 263.8万円	(平均) 100万円		
		無	36.5%	無	71.0%

※「平成25年国民生活基礎調査の概要」より作成  
 ※不詳は表示していないため、合計が100%になりません。  
 ※「児童」:18歳未満の未婚の者 ※「母子世帯」:現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成している世帯

### 資料C

### 【神奈川県】 母子世帯と父子世帯の状況

区分	平成17年(A)	平成22年(B)	増減(B-A)/A*100	
一般世帯	3,549,710	3,830,111	7.9%	
母子世帯	総数	42,711	44,412	4.0%
	(対一般世帯構成比率)	(1.2%)	(1.2%)	
	配偶関係			
	未婚	—	5,114	—
死別	4,178	3,795	△9.2%	
離別	34,948	35,503	1.6%	
父子世帯	総数	6,265	6,547	4.5%
	(対一般世帯構成比率)	(0.2%)	(0.2%)	
	配偶関係			
	未婚	—	324	—
死別	1,501	1,339	△10.8%	
離別	4,586	4,884	6.5%	

※「平成22年国勢調査産業等基本集計結果(神奈川県の概要)」より作成  
 ※平成17年調査では、配偶者関係「未婚」の数は公表されていないため「—」としている。  
 ※「一般世帯」:学生寮や老人ホーム等以外の一般世帯  
 ※「母子世帯」:現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成している世帯  
 ※「父子世帯」:現に配偶者のいない65歳未満の男と20歳未満のその子のみで構成している世帯